松戸市農業委員会総会議事録

令 和 5 年 2 月 1 0 日

令和5年松戸市農業委員会2月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和5年2月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を 松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加	藤	_	郎	2番	加	藤	正	芳
3番	齌	藤		香	5番	山	室	_	美
6番	Щ	П	輝	雄	7番	岩	佐	忠	夫
9番	鈴	木	榮	_	10番	渡	邉	洋	子

11番 湯 浅 孝 一 12番 杉 浦 昌 平

13番 松 戸 英 樹 14番 杉 浦 勇 司

15番 渡 邊 慶 弘

明·矢切区域 戸 張 嘉 宣 明·矢切区域 平 川 正 俊 東部区域 湯 浅 雅 之 常盤平·五香区域 小 暮 俊 常盤平·五香区域 山 﨑 唯 司 馬橋·小金区域 横 山 定 勝

馬橋・小金区域 湯 浅 清

1. 欠席委員

8番椿 唯司

1. 関係課出席職員 農政課

課 長 加藤広之

1. 事務局出席職員

 事務局長
 岡 野
 衛
 事務局長 補 佐
 榊 孝 弘

 主 幹 兼 長
 古 山 和 幸
 主 幹 兼 武 井 博 子

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年2月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長が欠席されますので、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがいまして、松 戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署 名委員を指名いたします。

議席番号14番、杉浦勇司委員、議席番号15番、渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。 よろしくお願いします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については第1号から第9号までとなっておりますので、審議終了後、事 務局より報告願います。

◎議案第1号

議 **長** それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。 それでは、利用計画について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。 今回は再設定案件6件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は田、面積は1,021平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山委員 推進委員の横山です。

ただいまの説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りお願いいたします。

議 長 ただいま、横山委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、2番について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、 4ページをご覧ください。 当案件は再設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田、面積は694平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま、農政課長より議案第1号の2番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山委員 推進委員の横山です。

これも、説明が課長の説明よく分かりました。賛成したいと思います。お諮りお願いいたします。

議 長 ただいま、横山委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆様は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、3番について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は1,929平方メートルで ございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま、農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。農 業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川委員 推進委員の平川です。ただいまの案件につきまして、再設定ということで賛成した

いと思います。よろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま、平川委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆様は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。議案書1ページの4番、参考資料の7ページ、 8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は3,687平方メートルで ございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま、農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川委員 推進委員の平川でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。この件におきましても、再設定ということでよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、平川委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆様は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号の1番と2番 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいた します。

第1審査会第2審査班座長 議席番号7番、岩佐忠夫です。

去る2月1日水曜日、議案第2号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査 会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊慶弘第1審査会副会長をはじめ、湯浅孝一農業委員、山﨑唯司推進委員、戸 張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及 び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取 した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告をいたします。

それでは、議案第2号の1番と2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については10ページから16ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の10ページのところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権移転になります。

申請者は、松戸市内で遊技場を営業しております。駐車場用地の一部が借地となっており、 令和5年3月に返却しなければいけないことから、申請地を取得し、駐車場用地とするため です。

施設の概要については、普通車132台を置く駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は既設のフェンス、東側は既設のブロック塀3段に1メートル

のフェンスを利用します。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番、2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請内容の説明と審査会の意見報告がございました。 審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

山室委員 議席番号5番、山室一美でございます。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 **長** ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 **長** ご意見がないようであります。審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農 業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番、2番につきましては許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から、25ページの報告事項9についてご報告 させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により、2件の届出を受理しました。

なお、2件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、7ページから9ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、9ページに記載のとおり、12月分として田1件、325平方メートル、畑15件、8,707平方メートル、合計16件、9,032平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページから14ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、14ページに記載のとおり、田9件、3,193平方メートル、畑19件、4,743平方メートル、合計28件、7,936平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについてですが、計画内容の変更があったため2件を受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、 2件の合意解約通知がありました。

次に、19ページ、報告事項6 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、21ページ、報告事項 7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書 2 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 3 件を交付しました。

次に、23ページ、報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が1件生じたため、1件の証明書を交付しました。

次に、25ページ、報告事項9 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格化法人の報告についてですが、1件を受理しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議長ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年2月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時20分